

徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和六年七月十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十四号

徳島県危機管理環境関係手数料条例等の一部を改正する等の条例

(徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部改正)

第一条 徳島県危機管理環境関係手数料条例(平成十六年徳島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県危機管理関係手数料条例

第一条中「危機管理環境関係」を「危機管理関係」に改める。

別表第一の百五十四の項から百九十七の項までを削る。

(徳島県政策創造関係手数料条例の廃止)

第二条 徳島県政策創造関係手数料条例(平成二十四年徳島県条例第四十号)は、廃止する。

(徳島県経営戦略関係手数料条例の一部改正)

第三条 徳島県経営戦略関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県企画総務関係手数料条例

第一条中「経営戦略関係」を「企画総務関係」に改める。

第三条の見出し中「時期」の下に「及び方法」を加え、同条中「手数料」の下に「(次項の手数料を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 別表第一の四の項から六の項までに掲げる事務に係る手数料は、知事が別に定めるもののほか、写し等の交付を受ける際、規則で定める方法により納付

しなければならない。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第五条 別表第一の四の項及び五の項に掲げる事務に係る手数料は、知事が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。

2 行政不服審査法施行条例(平成二十八年徳島県条例第十二号) 第三条の規定は、別表第一の六の項に掲げる事務に係る手数料について準用する。
別表第一に次のように加える。

四 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第十九条の十六第十五項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	用紙一枚につき十円(用紙の両面に印刷しているものにあつては、用紙一枚につき二十円)
五 政治資金規正法第二十号の二第二項の規定に基づく収支報告書等(同法第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、同法第十四条第一項(同法第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面又は同法第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。)の写しの交付	用紙一枚につき十円(用紙の両面に印刷しているものにあつては、用紙一枚につき二十円)
六 次に掲げる法律の規定において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十八条第一項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	1 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき十円(両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円)
イ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十八条第一項	2 日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙にカラーで複写し、又は出力したものを交付する場合 用紙一枚につき五十円(両面に複写され、又は出力された用紙にあつては、百円)
ロ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十六条第一項及び第二項	3 1及び2に掲げる場合以外の場合 実費に相当する額
ハ 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五条第三十二項において準用する公職選挙法第二百十六条第二項	

(徳島県未来創生文化関係手数料条例の一部改正)

第四条 徳島県未来創生文化関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県生活環境関係手数料条例

第一条中「未来創生文化関係」を「生活環境関係」に改める。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

別表第一中一の項から八の項までを削り、九の項を一の項とし、十の項を二の項とし、同項の次に次の八項を加える。

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十三万円 ロ その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十一万円
四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に係る審査 十二万円 ロ その他の一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に係る審査 十万円
五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	三万三千円
六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第二項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	二万円
七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	六万八千円
八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の六第一項の規定に基づく許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	六万八千円
九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者	十四万七千円

による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査

十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査
十三万四千円

別表第一の十一の項から十五の項までを次のように改める。

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査
八万千円

十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査
七万三千円

十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査
十万円

十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査
九万四千円

十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査
七万千円

別表第一に次の三十一項を加える。

十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第二項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査
九万二千円

十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査
八万千円

十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査
七万四千円

十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査
十万円

二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業
九万五千円

廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	
二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	七万二千元
二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	九万五千元
二十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十五万円 ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に係る審査 十二万円
二十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十三万円 ロ その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 十一万円
二十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の申請に対する審査	三万三千元
二十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第二項の規定に基づく熱回収施設に係る認定の更新の申請に対する審査	二万円
二十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	六万八千元
二十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	六万八千元
二十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十條の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査	四万円

三十	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	五千元
三十一	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	四千元
三十二	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	四千元
三十三	使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	三千元
三十四	使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	五千元
三十五	使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	四千元
三十六	使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	七万八千元
三十七	使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査	七万円
三十八	使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査	八万四千元
三十九	使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査	七万七千元
四十	使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	六万七千元
四十一	土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	三万九百円
四十二	土壌汚染対策法第二十二条第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	二十四万円

する審査	
四十三 土壤汚染対策法第二十二條第四項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査	二十二万四千円
四十四 土壤汚染対策法第二十三條第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	二十二万二千円
四十五 土壤汚染対策法第二十七條の二第一項、第二十七條の三第一項又は第二十七條の四第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	十二万円
四十六 土壤汚染対策法第三十二條第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	二万四千八百円

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

(徳島県商工労働観光関係手数料条例の一部改正)

第五条 徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県経済産業関係手数料条例

第一条中「商工労働観光関係」を「経済産業関係」に改める。

別表第一の三十の項から三十四の項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 徳島県危機管理環境関係手数料条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第二号）の一部を次のように改正する。
別表第一の百五十三の項の次に次のように加える改正規定中「百五十三の二」を「百五十四」に改める。
(徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 3 徳島県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成三年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第九項中「徳島県商工労働観光関係手数料条例」を「徳島県経済産業関係手数料条例」に改める。